

## 第 22 回静岡県事業認定審議会会議録

日 時	令和 8 年 1 月 29 日 (木) 午前 10 時から正午まで
場 所	静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県庁本館 4 階 4 0 3 会議室
出席者 職・氏名	<p>【委員】(会長・会長代理以外は五十音順)</p> <p>西原 純 (静岡大学名誉教授) [会長]</p> <p>伊吹 裕子 (静岡県立大学食品栄養科学部教授) [会長代理]</p> <p>板倉 美奈子 (静岡大学グローバル共創科学部教授)</p> <p>鈴木 良則 ((一社) 静岡県経営者協会専務理事)</p> <p>中澤 博志 (静岡理工科大学理工学部教授)</p> <p>中島 忠男 ((株) SBS プロモーション常務取締役)</p> <p>【事務局】(静岡県職員)</p> <p>交通基盤部理事、公共用地課長、公共用地課員</p>
議 題	<p>1 土地収用法、静岡県事業認定審議会の概要</p> <p>2 全国及び県内の事業認定の状況</p> <p>3 事例研究</p>
配付資料	<p>資料 1 第 22 回 静岡県事業認定審議会 出席者名簿</p> <p>資料 2-1 土地収用法の概要</p> <p>資料 2-2 静岡県事業認定審議会</p> <p>資料 3-1 全国の事業認定の状況</p> <p>資料 3-2 県内の事業認定の状況</p> <p>資料 4 事例研究</p>

### 1 土地収用法、静岡県事業認定審議会の概要

資料 2-1 及び資料 2-2 により、土地収用法の概要及び静岡県事業認定審議会について、事務局から説明。

(委 員) 事前相談で申請内容がまとまれば実際に申請されるということか。

(事務局) そのとおりである。

(委 員) 利害関係者から反対意見が出た場合、公聴会を開催し、第三者機関の意見聴取が行われるのか。

(事務局) 利害関係者から反対の意見が出た場合に行われるのは第三者機関の意見聴取であり、知事認定事業でいうと本審議会が該当する。反対意見に対する見解を本審議会での伺い、伺った意見を尊重した上で、最終的には認定庁が事業認定の可否を判断する。資料では意見書の提出、公聴会の開催、第三者機関の意見聴取と並べているが順番が決まっているわけではなく、利害関係者は意見書の提出のみ、公聴会の開催請求のみすることもできる。ただし、どちらも縦覧期間中のみすることができるという点は共通している。また、意見については賛成でも反対でも述べることができる。

(委員) 2号要件では起業者の意思と能力を審査するが、組織体制や能力について具体的に参考にする基準や指標はあるか。また、起業者は公的機関や行政機関が多いと思うが、そのような組織の場合は体制等が満足していることが想定されるため、改めて審査する必要があるか。

(事務局) 確かに実態として、行政機関の申請が多く、体制について不十分であるとした事例は本県以外の他機関での事例も含めて、聞いたことはない。行政機関の2号要件における能力の審査については経済的能力を審査する観点から予算措置が適正にされているかは確認している。

(委員) 2号要件において「長期計画に盛り込まれているか」という記載があるが、財政的能力の判断に用いられているか。

(事務局) そのとおりである。例えば、事業規模が大きい場合は単年度での施行が難しいため、複数年度における予算を確保していくことができるかという意味で土地収用法上では審査要件としている。

(委員) 4号要件において「早期に事業を実施する必要があること」が求められるため、2号要件の「長期計画に盛り込まれているか」という点は、両者を両立させて考えることは難しいのではないか。

(事務局) 長期計画に盛り込まれている事業は比較的公益性も高く、事前相談時点では既に着手されていることが多い。用地取得を進める中で行き詰まった場合に事業認定に踏み切ることが想定されるため、「長期計画に盛り込まれているか」という点と「早期に事業を実施する必要があること」は両立すると考えている。

## 2 全国及び県内の事業認定の状況

資料3-1及び資料3-2により、全国及び県内の事業認定の状況について、事務局から説明。

(委員) 他県で公聴会を実施した事例において、第三者機関より「周辺地域の住環境、希少動植物並びに安全等に最大限配慮し、必要な対策を講じられたい。」とのコメントがあったが、事業自体が環境に何かしらの影響を与えるおそれがあったため、そのようなコメントがされたのか。

(事務局) 他県事例であるため詳細は把握できていないが、起業地周辺に保護すべき動植物や住環境があったものと推定される。

(委員) 審議会からのコメントに対して、起業者から説明資料の提出がされたか。

(事務局) 公表資料では確認できていないが、専門家に意見を聞くなどの対応はされていると思われる。

(委員) 令和6年度に全国の知事認定事業で実施された公聴会と審議会はそれぞれ2件と記載があるが、それぞれ同じ事例について取り扱われたものか。

(事務局) そのとおりである。

## 3 事例研究

資料4により、「事例研究（事前相談事例）」に関する事業計画の概要、事業認定の要件への適合性等について、事務局から説明。

具体例を通じ、委員に対して事業認定制度全体に対する意見、質問を求めるとともに認定庁

から委員への質問を行った。

(事務局) 事業認定申請の本来の目的は強制的な土地の収用である。しかし実際には、租税特別措置法施行規則で定められた特例措置による税控除や農地法の特例措置による農振除外など、事業認定の副次的効果を目的とした申請が多いという状況である。

事業認定制度が本来の目的に利用されていない、このような状況について、本県でも国交省に対して申し入れを行っているが、特に進展がない。来年の申し入れの参考とするため、このような法体制に関するご見解を伺う。

(委員) 土地収用法が制度本来の目的外で利用されている状況については、目的外で利用せざるを得ない状況を作り出している税法や農地法において対応できる制度がないことが問題である。

(事務局) 建設工事により雨水幹線内に濁水が流れると予想される。本路線は最終的に海へ流下しており、工事の規模を考えると一時的な影響であり、軽微であると考えられる。このような場合でも濁水処理が必要となるか。

また、開渠を暗渠にする際には、環境面でどのような点に配慮すべきか。

(委員) 現地を見ていないので、詳細なコメントはできかねるが、理想は沈殿池を作り、適切に処理できればよいと考える。工事規模にかかわらず、希少な動植物がいることが想定されれば濁水処理は必要になる。開渠を暗渠にする際も、現状の開渠の状態において動植物の生息環境がどのように形成されているのか確認し、適切な措置を実施すべきである。

(事務局) 事例研究事例の道路は補助幹線道路であり、主要幹線道路や幹線道路を補助する機能を担っている。観光地や企業などが近隣に立地していない本路線において道路拡幅事業を実施する場合、どのような経済効果が見込まれるか。

(委員) 起業地周辺が将来的にどのような利用を予定されるかが重要であり、工業地になるのか住宅地になるのかなどにより経済効果は想定されるため、現時点の情報のみでは具体的な効果について言及できない。また、一日だけではなく将来の交通量などの渋滞に関する詳細なデータを求めるべき。定量的なデータがないと経済効果についても判断できない。

他にも事業を進めるべき路線がある中で、起業地の路線をなぜ選んだのか起業者に確認したい。

(事務局) 認定庁から起業者に対して別の事業を優先して進めるべきではないかという助言はできないが、申請を予定している事業の必要性を突き詰めていくことはできる。

(委員) 事業の優先順位について近隣住民や利害関係者に対してどのように合意を得ているか確認できないのか。

(事務局) 利害関係者の定義は近隣住民以外の施設利用者も含まれ、道路事業であると、特に利用者の範囲が広いため、縦覧期間中にそのような意見が出されることは想定される。

(事務局) 認定庁としては本事業において開渠を暗渠にすることにより維持管理の負担が増し、埼玉県八潮市の事例のように埋設施設の老朽化による道路陥没リスクを懸念しているが、当該手法は一般的なものか。また、暗渠の維持管理についてはどのくらいの頻度でどの程度の点検をすべきか。

(委員) 事例研究事例について排水路の断面を大きくするとあるが、起業地のみのピンポイントな施行では流域全体を考えたときに十分な効果が得られないのではないかという懸念がある。暗渠にすることは土地利用の面でいうと有利に働くが、見えなくなることにより維持管理

の困難度は増し、土砂の堆積の発見が遅れると、むしろ浸水リスクの増加も考えられる。ただし、手法としては一般的なものではありません、道路構造令に則った設計施工がなされれば、法適合性はあると考える。維持管理については国交省による点検基準があるため、年に1度、目視による点検をすることや5年に1度の詳細点検などは起業者が実施していくと思われるが、起業者は清掃などによるコストの増加も考慮すべきである。また、水漏れが発生すると周辺の土砂が洗われ、空洞化することにより道路陥没のリスクはあるため、未然に防ぐためにメンテナンスサイクルは上がる。

(事務局) 報道に関係する立場から、現在の事業認定制度に関して十分な情報公開や透明性が確保されると考えられるか見解を伺う。

(委員) 事業認定には個別的な情報が多く含まれていると思われるため、報道を積極的にすることは難しく、取材対象にはなりにくい。事業認定審査の過程について透明性を求めるのであれば、審議会が中立で高度な専門性を持つ組織であることを広報すべきであると考えます。

(事務局) 本起業地は人口が増加傾向にあるが、一方で全国的には人口減少が進んでいる。人口減少地区や過疎地域において同様の事業を進める場合、どのような説明が必要になるか。

(委員) 人口が増えていて、高齢化率が低い地域でも20～30年経過すれば、高齢社会になることが想定される。国交省でも高齢者が歩いて暮らせるまちづくりを目指すという指針も示しているため、事業認定の審査においてもそのような視点を導入すべき。

令和8年1月29日